

## 豊橋市空き工場用地等情報提供事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市における空き工場用地等に係る情報を登録し、これを広く提供することにより企業の立地を促進し、もって地域経済の発展と雇用促進を図るために実施する豊橋市空き工場用地等情報提供事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、空き工場用地等とは、豊橋市における現に未利用の工場、倉庫その他産業施設の用に供する目的の土地並びに未利用の土地及び建物をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、事業以外による空き工場用地等の取引を妨げるものではない。

### (登録要件)

第4条 事業への登録要件は、次のとおりとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 所在地が豊橋市内であること。
- (2) 敷地面積が概ね1,000平方メートル以上であること。
- (3) 所有権その他の権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (5) 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権等の権利帰属について争いがないこと。
- (6) 不動産競売に付されていないこと。
- (7) 宅地建物取引業を営む者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第77条第3項の規定による届出を行った信託会社及び同条第4項の信託業務を兼営する金融機関を含む。以下「宅地建物取引業者等」という。）に工場用地等の売却又は賃貸の媒介を依頼している場合には、当該宅地建物取引業者等との契約に違反し、又は違反するおそれのないものであること。
- (8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差押えを受けていないこと。
- (9) その他の関係法令に抵触しないこと。
- (10) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号。）第2条第1号若しくは同条第2号に規定するこれらの者と密接な関係を有する者が所有するものでないこと。

### (登録申込み等)

第5条 事業に空き工場用地等の登録の申込みができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 空き工場用地等の所有者
- (2) 宅地建物取引業者等

2 事業に空き工場用地等を登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、空き工場用地等登録申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 案内図（位置図）
- (2) 敷地図
- (3) 建物図面（建築物がある場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き工場用地等登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

4 市長は、事業への登録の可否について、空き工場用地等登録（不登録）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き工場用地等登録申請書記載事項変更届（様式第3）により市長に届け出なければならない。

（登録の取り消し）

第7条 市長は、空き工場用地等の登録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き工場用地等の登録を削除するとともに、空き工場用地等登録取消通知書（様式第4）を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空き工場用地等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録の申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録者から空き工場用地等登録取消申請書（様式第5）が提出されたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（空き工場用地等の情報提供）

第8条 市長は、第5条の規定により登録された空き工場用地等の情報の一部を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

（交渉）

第9条 事業に登録された空き工場用地等を購入又は賃借等しようとする者は、自らの責任において登録者と直接交渉するものとする。

2 市長は、事業に登録された空き工場用地等に係る情報を提供するのみとし、交渉及び契約について関与せず一切責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。